

令和4年11月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会（事前）

令和4年11月25日（金）

〔委員会の概要〕

長池委員長

ただいまから、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について（説明資料、説明資料（その2））

【報告事項】

○令和4年度医療介護総合確保促進法に基づく県計画（介護分）の概要について

（資料1）

○未来創生文化部指定管理候補者の選定結果について（資料2）

○徳島県スポーツ推進計画（案）について（資料3-1，3-2）

日下保健福祉部副部長

11月定例会に提出を予定いたしております次世代育成・少子高齢化対策特別委員会関係の案件につきまして、御説明いたします。

今回、御審議いただきます案件は、令和4年度一般会計補正予算案でございます。

私のほうからは一般会計の総括、並びに保健福祉部関係について、御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

お手元には、先議をお願いする次世代育成・少子高齢化対策特別委員会説明資料と、それ以外の通常分の説明資料（その2）がございますが、まずは、委員会説明資料を御覧ください。

1 ページをお願いいたします。

一般会計の歳入・歳出予算総括表でございます。

2 部局で、予算の補正をお願いいたしております。

総括表の一番下、計の欄に記載しておりますとおり、補正予算額は2億9,299万円となっており、補正後の予算総額は484億9,064万2,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。また、括弧内の数字は、今回補正額の財源の再掲となっております。

3 ページをお願いいたします。

保健福祉部関係の部別主要事項説明でございますが、長寿いきがい課の老人福祉費、摘要欄①のア、医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業費1億9,485万円は、医療・福祉サービス提供体制の確保を図るため、前回対象とならなかった社会福祉施設等の対象

を拡大し、一時金を支給するための増額補正をお願いするものです。

先議をお願いする補正予算は以上でございまして、予算額は、表の最下段に記載のとおり、補正前の額351億2,879万円に対しまして、今回補正額1億9,485万円の増額をお願いし、補正後の予算額は、353億2,364万円となっております。

続きまして、通常補正分の内容について、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会説明資料（その2）により、御説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

保健福祉部で、予算の補正をお願いいたしております。

総括表の一番下、計の欄に記載しておりますとおり、補正予算額は12億2,022万4,000円となっております、補正後の予算総額は497億1,086万6,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

3 ページをお願いいたします。

保健福祉部関係の部別主要事項説明でございます。

長寿いきがい課の老人福祉費、摘要欄①のア、介護サービス継続支援事業費補助金6億4,011万2,000円は、感染者が発生した介護サービス施設等に対するサービス継続に必要な、通常のサービス提供時には想定されないかかり増し経費や施設内療養費の支援などの経費でございます。

老人福祉施設費の摘要欄①のア、地域医療介護総合確保基金積立金5億8,011万2,000円は、先ほど申し上げました介護サービス継続支援事業費補助金の財源となる基金を積み増すものです。

通常分の補正予算は以上でございまして、予算額は、表の最下段に記載のとおり、補正前の額353億2,364万円に対しまして、今回補正額12億2,022万4,000円の増額をお願いし、補正後の予算額は、365億4,386万4,000円となっております。

11月定例会の提出予定案件の説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

続きまして、1点御報告をさせていただきます。

資料1をお願いいたします。

令和4年度医療介護総合確保促進法に基づく県計画（介護分）の概要についてでございます。

9月定例会において、医療分を御報告させていただいたところでございますが、この度、介護分について、国からの内示がございましたので、御報告をさせていただきます。

介護分野におけます令和4年度の県計画につきましては、徳島県地域介護総合確保推進協議会の委員である介護施設事業者等の専門分野の方々から頂いた御意見を基に、策定し、国に提出することとなっております。

今年度に策定を予定している県計画でございしますが、1、県計画（介護分）の計画額につきましては、当初予定しておりました事業を全て実施することといたしまして、介護施設等の整備に関する事業が3億4,000万円、介護従事者の確保に関する事業が約4億7,300万円、計画額の合計は約8億1,300万円となっております。

2、事業概要につきましては、介護施設等の整備に関する事業におきまして、大規模修

繕時の介護ロボット・ICT等導入支援事業、簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業など、介護従事者の確保に関する事業におきましては、介護助手導入支援事業、介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業などをはじめ、多くの事業を実施することとしております。

今後とも、地域における医療・介護サービス提供体制の充実に向け、積極的に取り組んで参ります。

報告は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

上田未来創生文化部長

それでは、11月定例会に提出を予定しております未来創生文化部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、先議分といたしまして、令和4年度一般会計補正予算案、通常分といたしまして、債務負担行為並びにその他の議案等の条例案及び指定管理者の指定についてでございます。

まずはじめに、先議分につきまして、説明資料により御説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

未来創生文化部の一般会計歳入歳出予算につきましては、補正額の欄に記載のとおり、9,814万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、その右の欄のとおり、122億1,366万7,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、各課別の主要事項につきまして、御説明いたします。

5 ページを御覧ください。

次世代育成・青少年課でございます。

目名、児童福祉総務費の摘要欄①、アの児童等利用施設電気料金高騰対策事業では、新型コロナウイルス感染症の対応や、電気料金の高騰により、厳しい運営が続く児童等利用施設に対し、電気料金の一部を支援し、施設運営に伴う負担の軽減を図るための経費として、414万円を計上しております。

目名、母子福祉費の摘要欄①、アの子ども食堂・ユニバーサルカフェ等緊急支援事業では、昨今の物価高騰の影響を受け、厳しい運営状況にある子ども食堂やユニバーサルカフェ等に食料品を配布することにより、利用者である子供や高齢者、障がい者などの生活を緊急的に支援するための経費として、1,300万円を計上しております。

同じくイのひとり親家庭子育て緊急応援事業では、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化や、物価高騰に直面し、厳しい状況に置かれているひとり親家庭に対し、県産食品等を提供することにより、生活を緊急的に支援するための経費として、8,100万円を計上しております。

次世代育成・青少年課の補正後の予算総額は、118億5,438万2,000円となります。

続きまして、通常分につきまして、説明資料（その2）により御説明を申し上げます。

4 ページを御覧ください。

債務負担行為についてでございます。

未来創生文化部所管の公の施設に係る指定管理者の指定につきましては、後ほど御説明

させていただきますが、次世代育成・青少年課所管の徳島県青少年センターの管理運営協定におきまして、令和5年度から令和9年度にかけ、2億8,471万5,000円の債務負担行為限度額の設定をお願いするものでございます。

5ページを御覧ください。

次に、その他の議案等につきまして、2点御説明いたします。

1点目は条例案についてでございます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例につきまして、内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要があることから、改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日としております。

6ページを御覧ください。

2点目は指定管理者の指定についてでございます。

未来創生文化部所管の公の施設における指定管理者の指定につきまして、議決をお願いするものでございます。

徳島県青少年センターでは、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間にわたり、徳島県青少年センター共同事業体を、施設の指定管理者として、指定するものでございます。

なお、資料2、未来創生文化部指定管理候補者の選定結果についてに、選定理由等を記載しておりますので、御参照ください。

以上が、今定例会に提出を予定しております案件でございます。

続きまして、この際、1点、御報告させていただきます。

資料3-1を御覧ください。

徳島県スポーツ推進計画案についてでございます。

本計画につきましては、9月定例会の当委員会におきまして、中間取りまとめについて御報告申し上げ、御論議を頂いたところでございます。

その後、パブリックコメントを実施し、県民の皆様からの御意見や審議会での御論議を踏まえまして、最終案としております。

1の計画の施策体系でございますが、基本理念として、スポーツで開く！希望あふれるとくしまの未来を掲げ、その実現のために世界で活躍できるトップアスリートが育つ、輝くとくしまを始め、元気なとくしま、豊かなとくしま、ふれあいとくしまの4つの基本目標を定めております。

次に、2、主な改正点・成果目標でございますが、新たな視点として加えた運動部活動改革の推進やスポーツにおけるDXの実装、スポーツ環境の向上のほか、従来からの取組を拡大するアスリートの戦略的な発掘・育成・強化やスポーツによるまちづくりと交流の促進、国際スポーツ大会を見据えた本県の魅力発信等の施策に、運動部活動地域移行の推進、ワールドマスターズゲームズ関西の開催など、31の成果目標を設定し、各施策の達成状況を評価・検証して参ります。

なお、計画最終案の詳細につきましては、資料3-2のとおりでございます。

今後は、市町村や県スポーツ協会、競技団体、総合型地域スポーツクラブ等の関係機関と連携を図りながら、ポストコロナ新時代のスポーツ施策の充実・発展に取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

長池委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑におきましては、提出予定案件に関する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

達田委員

ただいま御説明を頂きました介護サービス継続支援事業費補助金についてお尋ねしたいと思います。

施設内で陽性者が発生した事業所や施設等が、必要な介護サービスを継続して提供できるように、通常の介護サービスの提供時では想定されないかかり増し経費等に対して支援を行うということです。これまで数多くの陽性者が施設内で出たということなのですから、具体的にどのようなかかり増し経費が必要であったのか、把握しておられますでしょうか。

松永長寿いきがい課長

ただいま達田委員から介護サービス継続支援事業費につきまして、具体的にこれまでどういった経費が必要だったのかということで御質問を頂いたところでございます。

介護サービス継続支援事業費補助金につきましては、陽性者が発生した介護サービス事業所等が関係者と連携し、必要な介護サービスを継続して提供できるよう通常のサービス提供時では想定されないかかり増し経費等に対して、令和2年度から支援を行っているところでありまして、また、令和3年度からは施設内療養に対する支援を追加しているところでございます。

補助対象である事業所につきましては、利用者又は職員に陽性者が発生した中でサービスを継続して提供した介護サービス事業所、施設等でございます。対象経費につきましては、危険手当を含む割増し手当、宿泊費など、また消毒、清掃費用、個人防護具等の購入費用、さらに応援職員に係る賃金、手当、衛生用品等でございます。

達田委員

徳島県内で特別養護老人ホームであるとか、また養護老人ホームであるとか、こういう所で陽性者の方が出たということなのですから、徳島県内全体の陽性者の累計は分かるのですけれども、施設内でどれだけの陽性者が出たのかということは、県は把握しておられるのでしょうか。

松永長寿いきがい課長

ただいま達田委員から県内の介護施設で発生した陽性者の数について御質問いただいたところですが、把握していないという状況でございます。

なお、先ほど申しました介護サービス継続支援事業費補助金につきまして、申請があった施設数で申しますと、令和2年度につきましては、発生事業所向けの補助といたしましては27事業所、令和3年度につきましては、89事業所となっておりますところでございます。

達田委員

人数は分からないのですね。施設数だけですね。

そうしたら、複数の所でクラスターが出たというようなことも言われておりますので、人数把握をきちんとしておくべきではないかと思うのですね。

それで、死亡者数の全体の数は、昨日の段階の数字が出ておりますけれども、県内で198名ということで、うち70歳以上は36名、それから80歳以上の方が143名。先ほど陽性者数については、施設の数だけしか分からないということなのではございますけれども、このうち施設内で亡くなった方の数というのは分かるのでしょうか。

松永長寿いきがい課長

ただいま達田委員から、介護施設内でお亡くなりになった方の人数を把握しているかということでございますが、長寿いきがい課におきましては把握していないところでございます。

達田委員

そうしましたら、県のどこで把握をされているのでしょうか。

松永長寿いきがい課長

今この委員会に参加している所管課におきましては、把握できていないような状況でございます。

達田委員

コロナの問題というのは、全県民に関わることでありますから、県庁内で区切って、区分してお仕事をされているとしても、共通して持っていなければいけない情報、あるいは認識というものがあると思うのですよね。特に、今回、この夏頃に、たくさんの方々がコロナに感染をしたと。自宅であれ、また介護施設であれ、感染をして非常に重い状態になったのだけれども、入院をさせてもらえないという事態が起きたのですよね。そして、余りのことに救急車を呼んだのだけれども、救急車でぐるぐる回ってもどこにも入院ができない、こういう事態も起きました。

しかし、介護施設で余りにもひどいので、保健所等に連絡をして、何とか入院させてくださいと、施設長さんがお願いをしても、どうか施設の中で見ていてくださいと、そういうことを言われたというのですよね。コロナにかかったら、もう亡くなっても仕方ないという、そういう感覚があったのではないかと思うのです。

しかし、幾ら高齢になっても、持病があったとしても、きちんとした医療が受けられたら助かったかもしれない、そういう命が粗末にされる、年で区分されていく、選別されるという、そういう事態が実際に起きたわけなのですよね。

ですから、絶対にそういうことではなくて、どんなに年を取っていても、施設に入所していても、コロナにかかったら病院で診てもらえる、そういう状態を作っていくことが必要ではないかと思うのです。

ですから、かかり増し経費を付けて、看病する方の人件費であるとか、そういうのはもちろん必要ですけれども、軽症だけでは済まない、医療に頼らないと助からないという命があるわけですから、かかった方は重い状態になってきたら即入院できるという体制をきちんと作るべきでないかと思うのですけれども、そういうことはお考えにならないのでしょうか。県の考えとしてお尋ねしたいと思います。

松永長寿いきがい課長

ただいま達田委員から高齢者施設の新型コロナ陽性者の療養体制について御質問を頂きました。

高齢者施設におきましては、今年の4月に国から通知がありまして、新型コロナの陽性者につきましては、オミクロン株になってからは感染力が強い、ただし重症化率が低いということで軽症者等につきましては施設内での療養を進めるようにということで、住み慣れた環境で療養していただいております。

それに際しましては、日頃から顔の見える関係にあります医療機関に協力医療機関として新型コロナ感染者が発生した場合でも診察、又は薬の投与などを行っていただけるよう依頼をいたしまして、県内におきましては全ての入所施設につきまして、この協力医療機関が提携できておるところでございます。

それに加えて、この9月からは通所施設でお泊まりをされるというサービスを行っておるところにつきましても、同様に協力医療機関を設けるよう依頼しまして、そういったサービスを行っておる通所施設におきましても、協力医療機関が確保できておるところでございます。

それで、施設での療養中に体調が悪くなって重症化された場合につきましては、協力医療機関の医師から県の入院調整本部の医師に対しまして病状を御連絡いただいて、必要がある場合には入院していただいておりますという状況でございます。

達田委員

協力医療機関で診察を受けたという方は何人いらっしゃるのでしょうか。

松永長寿いきがい課長

数字そのものは把握はしていないのですが、全ての入所施設等におきまして陽性者が発生した際には協力医療機関等の医師に診察していただいて、投薬、点滴等必要に応じて処置をしていただいております。

達田委員

そういう状況がきちんとできているというのであれば、なぜ入院させてもらえないという事態が起きているのか。そういう方の状態を見て、本当にひどい状態であるので入院させてほしいということを施設長さんが言っても入院させてもらえないという、そういう事態があったと。それから、お母さんが施設に入所していて、コロナにかかって非常に重い状態になったのだけれども入院させてくれなかったという、そういう御家族からのお話もございました。

なぜそういうことになるのか。一度施設に入ってしまったら、もうそこで終わりというようなね、そういう考えが全体的にあるからそうになってしまうのではないかなと私は思うのです。高齢者だから救急搬送を拒まれるとか、あるいはお医者さんが診てくれても入院させてもらえなかったとか、そういう事例が次々と出てきたわけなのですよ。

施設の施設長さんたちが作っている連絡会がアンケート調査をしているのですけれども、本当に悲惨な状態が浮かび上がってきました。コロナに感染したら医療機関への全員入院を徹底してもらいたいとか、あるいは病状悪化した際に、施設では対応できないのだと。お医者さんに来てもらったときには、もう手後れというようなことにもなりかねないということで、協力医療機関があったとしても、施設の中でたくさん発生したような場合には、コロナに対する適切な治療が受けられないということで、非常にこういう声が上がっております。

徳島県の場合、原則家庭内療養とか施設内療養ということになっています。基本ということになっているのですけれども、コロナにかかって本当に症状が重くなったということになりましたら入院をさせると、そして治療を受けられるという、それを基本にしてほしいと思うのですけれども、原則施設内療養ですよというのは、これは知事の方針なのでしょうか。

松永長寿いきがい課長

ただいま達田委員から施設内療養の考え方について御質問いただいたところです。

先ほど少し申しましたが、今年の4月に国から通知がございまして、オミクロン株の特性により、軽症者につきましては原則施設内で療養していただき、それに対しまして協力医療機関等を確保するようというところでございます。

達田委員

高齢者施設は構造上、病院のように隔離をして治療ができる所ではありませんので、誰かが感染した、そして隣の方も感染したと、そういう状態になったときに治療するには非常に不向きだと思うのです。ですから、県は積極的に施設であってもクラスターが発生した、また重い状態になったという場合には入院できるような、そういう方策を立てて治療に当たると。幾ら高齢になったからといって施設内で見てくださいという、そのような言葉が出ないように、適切な医療が受けられるように是非していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

松永長寿いきがい課長

ただいま達田委員から、重症になられた方が入院できるような体制にということで御質

問いただいたところでございます。

達田委員からは施設長がというようなお話があったのですが、先ほど申しましたように、施設の介護職員とか施設長さんから御連絡いただくのではなくて、病状をしっかり把握しております医師の方から県の入院調整本部に御連絡を頂きまして、そこで医療職同士でお話をしていただいて、必要な方については入院の措置を行っておるところでございます。

達田委員

施設で本当に大変な状況になったので救急車を呼んだと。ところが、後で保健所だと思いうのですけれども、どうして救急車を呼んだのですかと叱責されたという、そのようなお話も聞きました。もう余りにもひどい状態だったのですよね。

ですから、介護施設でのコロナ対応というのが、かかり増し経費と言われますけれども、本当に十分に人を配置して、コロナの場合は軽症だなと思っていても、急に容体が変わって重症になる、亡くなるということがあるわけなのですよね。でも、全然苦しまずに亡くなってしまったというようなお話も聞いております。ですから、素人の見方ではなかなか分かりませんので、感染したらきちんと医療が受けられるようにしてもらいたいということをこれから県にも国にも要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それと、もう一つなのですが、電気料金の高騰に直面する児童等利用施設への支援ということで今回出ております。認可保育施設とか認可外保育施設、ファミリーホーム等が対象になっているのですが、いわゆる放課後児童対策の学童クラブに対してはこれは適用されるのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

県におきましては、本年8月に危機管理調整費を活用させていただきまして、新型コロナウイルス感染症の対応や電気料金高騰の影響を受け、厳しい運営が続いております、児童等利用施設のうち、まずは運営主体の目的が公益性や非営利性を備えた社会福祉法人、NPO法人等を対象に7月、8月の2か月間の電気料金高騰分のおおむね半額に相当する金額を一時金として支給させていただいたところでございます。

また、全国知事会を通じまして、必要な地方創生臨時交付金の増額でございますとか、留保分の早期配分、交付要件の緩和などにつきまして国へ提言してきた結果、国におきまして物価高騰の影響を受けた事業者等に対しまして、地域の実情に合わせた対策を一層強化するため、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設されたところでございます。

そこで、今回の11月補正予算では、この国からの交付金を活用させていただきまして、公立施設を除く、電気料金高騰の影響を受けながらも懸命に保育や子育て支援等を継続しております、8月に支援させていただいた社会福祉法人等以外の児童等利用施設につきましても支援を拡大いたしまして、前回と同様、電気料金高騰の一部を一時金として支給し、施設運営に伴います負担の軽減を図ることといたしております。

御質問の放課後児童クラブにつきまして、公立施設ではない民営のクラブには、今回支

援対象としております。

達田委員

そうしましたら、それぞれの施設ですね、県内での対象施設数というのは分かりますでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

今回補正予算でお願いしております414万円の内訳でございます。認可保育所につきましては15施設、認可外保育所につきましては72施設、それとファミリーホームが2施設、放課後児童クラブが1施設、合計90施設が対象となっております。

達田委員

公立以外ですので、本当に保護者負担で成り立っている施設が多いかと思うのです。上昇した電気料金の一部をとということなのですけれども、こういう施設に対しては、一部というのは何割なのでしょう。私は、上昇した分は全て支給するべきでないかなと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

先ほども御答弁させていただきましたが、今回の電気料金高騰に係る支援につきましては7月、8月の2か月間の電気料金の高騰分のおおむね半分程度を一時金として支援することにさせていただいております。

達田委員

私、申し上げましたのは、上昇した電気料金の一部でなくて、上昇した分を支援するべきでないかということで申し上げたのです。上昇した電気料金の一部を一時金として支給ということになっていきますけれども、そうではなくて子供たち、子育て支援というような施設への支援であれば上昇した分はきちんと全額、支給をするということが温かい子育て政策ではないかなと思いますので、またお考えいただいて、いい制度になるようお願いをしておきたいと思います。

もう1点なのですけれども、困難な状況にある子供等への緊急支援ということで、子ども食堂やユニバーサルカフェとかへですね、緊急支援事業ということで食料品を支援しましょうということになっておりますけれども、この支援の内容についてももう少し詳しく教えていただけたらと思います。

山名こども未来応援室長

達田委員より、子ども食堂・ユニバーサルカフェ等緊急支援事業について御質問を頂いております。子ども食堂は食事を提供する場としてだけではなく、地域の大人や子供が交流する場の創出や食育の推進、子供や家庭が抱える課題の早期発見の場であるなど、多様な機能を有しております。また、ユニバーサルカフェは高齢者、障がい者、外国人をはじめ多くの方が集い、それぞれが持つ悩みや経験を共有するほか、地域での支え合いの拠点

としての役割を果たすなど、誰もが訪れることのできる憩いの場となっております。

このことから、子ども食堂、ユニバーサルカフェへは人と人、人と地域とのつながりを守る活動拠点として寄せられる期待も大きく、現在、県内81か所で様々な運営形態により活動させていただいております。

一方、児童養護施設等は、保護者のいない児童や保護者に看護させることが不相当であると認められる児童を受け入れ、心身の健全な育成を図るとともに、その自立を支援する施設でございます。

事業の目的といたしましては、食事提供やフードパントリーなどを実施している子ども食堂やユニバーサルカフェ、また、子供たちの生活の場である児童養護施設等では、昨今の物価高騰に伴う食材の仕入れコストの増加や食材寄附の減少等により厳しい運営状況に直面しており、米をはじめとする県産食材等を県が無償提供することによりまして運営者の負担を軽減するとともに、利用者である子育て世帯や高齢者、障がい者、子供などへの生活支援にもつなげてまいりたいと考えております。

事業内容につきましては、支援対象を県内の子ども食堂、県版ユニバーサルカフェ及び児童養護施設等といたしまして、自由な運営形態や規模に伴う様々なニーズにきめ細やかに対応するため、米をはじめとした県産食材、加工食品、菓子、調味料等の食料品や環境に配慮したプラスチックフリーの食品容器など、数種類の食品リストをあらかじめ提示し、食事の提供回数等に応じましてリストから運営者が希望する食料品等を提供させていただきたいと考えております。

達田委員

県産食材により支援するということが、これは非常にいいことだと思うのです。

ただ、配付方法につきましては、食事の提供回数等に応じて配付ということになっているのですけれども、子ども食堂にしろ、児童養護施設、ユニバーサルカフェ、乳児院、こういう施設それぞれにおける提供回数というのは違いますよね。子ども食堂といたら週に1回だけしていますよとか、2回していますとか、児童養護施設だったらそこで暮らしておられるわけですから、朝と夕方に食べています、朝、昼、晩食べていますとかね。そういうのは違いがあると思うのです。ユニバーサルカフェだったら高齢者の方も来ていますし、毎日来ているわけではないかもしれません。ですから、提供回数等というのはどのように定義されているのでしょうか。

山名こども未来応援室長

食料品等の提供回数につきまして御質問いただいております。これにつきましては、開催1回当たり1万円分を2セットということで、2万円分を配付することといたしてございまして、今年度末までに5回以上開催する場合には、最大として10セット、10万円分ということで配付をさせていただきたいと考えております。

なお、毎日運営しております児童養護施設等につきましては、この最大の10セット、10万円分の配付となっております。

達田委員

施設そのものや、運営する方々も本当にボランティア精神でやっている施設が多いと思いますので、この制度を是非十分に広げていただきたいと思います。また県産食材がこれによって売れていくという、そういう方面でもプラスになるのではないかと思いますので、是非この制度を充実させていっていただきたいと思いますということを申し上げて終わります。

岡田委員

次世代育成・少子高齢化対策特別委員会ということで、次世代を育成するという観点から質問させていただきたいです。

次の世代の人たちを育てていくという意味で、まず、農業分野で農業アカデミーが設立されて、その次、林業アカデミーが設立されて、その後に徳島県が先行して漁業アカデミーが設立されました。そのような次の世代の方たちを従事者として育てていくという制度をずっと作り上げてきてくれています。そして、林業アカデミーなどにつきましては、それぞれものすごく画期的な取組をいろいろとされているということが紹介されるようになっております。

それぞれの分野のアカデミーで育った若い人たちが、女性、男性にかかわらず、そこで経験を積み、習得した技術を持って、今現在、それぞれの業を担っていただけているようになってきています。

しかし、その中で一つ、商工業の特に商業に関しては、今までのところ、県として何の手立てもしていただけていないように思うのです。

それで、私も議員になりましてから、今までずっと、特に女性の活躍の部分で質問してもらってきました。平成長久館とかいろいろなアカデミーで、それぞれカリキュラムを作って女性の活躍の場を作りますとか、ちょうどその質問をしたときの教育委員長さんが四国大学の松重先生だったので、松重先生から四国大学でそのようなアカデミーを作りたいというようなお話をしていただきました。その後、四国大学にも社会人向けのカリキュラムを作っていただくことができて、今現在、継続しているかどうかというのは確認できていないのですが、10年ぐらい前には女性活躍という観点からそのような勉強会を作ってもらっていたという経緯があるのです。

ただ、いわゆる伝統産業の伝統的工芸品というところで徳島県は阿波正藍しじら織や、大谷焼、阿波和紙が国で認定されています。それぞれの業種において1年や2年では技術が習得できないような産業にあって、その方たちの技を継承していくために、またその技を残していくために、それぞれの産業への支援というのは県としても考えられていると思うのですが、それを担っていく人を育てていく力といいますか、その育てていくところに着目して、是非投資といいますか、それぞれの方たちが育って行って、それぞれの産業を担っていけるような、徳島を支えていけるような人材を育てていくために、徳島県としてどうされていくのかというところを質問したいのですが、いかがでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま岡田委員から商工業に関して匠の技、伝統的な産業における人材育成と後継者対策、そういったお話を頂いたところでございます。

まず、国の制度の部分でございますけれども、しじら織ですとか、大谷焼、そして阿波

和紙といった伝統的工芸品を守っていくために後継者の創出，育成のほかに，原材料価格対策や需要開拓といった部分を支援するための伝統的工芸品産業支援補助金というものがございまして，組合や事業者等を支援しているところでございます。

また，県におきましては，直接的な助成というわけではございませんけれども，少子高齢化や都市圏への流出，そういった部分で県内企業が直面している人材不足に対応していくために，国のプロジェクトを活用いたしまして伝統産業や伝統工芸品などに対する支援といたしまして，一般社団法人藍産業振興協会，また一般社団法人とくしま伝統産業振興協会と連携をいたしまして，産業活性化に向けた情報発信の強化ですとか，展示会出展支援に向けて取り組んでいるところでございます。

先ほど岡田委員からお話がありました後継者対策，また伝統産業を守っていくための人材育成という部分につきましては，この国のプロジェクトを活用して，行っているわけでございますけれども，令和6年度までの3か年の事業となっているところでございます。ただいま岡田委員から頂いた御意見も参考にいたしながら，引き続き関係機関と連携いたしまして，今後取り組んでいく事業につきまして工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

岡田委員

工夫を凝らすときではないです。このコロナ禍になる前から，伝統工芸の匠の方たちの高齢化が進んできていますし，後継者は年々減ってきております。そして，その担っている産業が，はっきり言いまして今回のコロナ禍でもものすごくダメージを受けております。観光客が来るようになればというところへ希望を抱きながら，皆さんなりわいを続けられているというのが現実だと思います。

今おっしゃっていましたが，このコロナ禍にあって，商工業に関してはお金を貸してくれる制度はきちんと設けられているのですが，お金を借りると最終的には返さないといけないし，その返す分の利益を出さなければ，なりわいを続けていけないというところの本当に今，出口にあります。皆さんから，コロナで借りていたお金をそろそろ返さないといけないけれど，本当に窮地に立っているという，非常に厳しいお話をたくさん聞くのです。

そのなりわいが厳しく，後継者の成り手が少ない中であって，その成り手を見つけて，その方たちを育成していかなければいけないということになると，やはりその産業がどれだけ魅力的なものであっても，自分の生活が成り立っていかなければ，その産業に従事していくということは非常に厳しいというのが現実だと思います。

それで，先ほど説明した農業アカデミーであったり，林業アカデミーであったり，漁業アカデミーというものが作られてきたと私は思っております。是非ともその部分におきましても，伝統産業を守るという意味と，そしてまたもう一つ言いますと，立川委員もおりますけれど，左官屋さんであったり，いろいろな日本の産業の中にもいろんな部分で，人の手でないと伝えていけないもの，作っていくことができないものがたくさんあります。人の手でないと作っていくことができないものの産業に従事している方たちの生活を守っていくためにも，そして，その次に従事する人たちが生活できるような仕組みを作らないと，日本の伝統産業というのは途絶えていくしかない，未来永劫^{えいごう}続けることはできな

いということになっていきます。

それぞれの人たちが仕事について考えるに当たって、徳島県としても、コロナ禍が明ける今のタイミングで真剣に考えていただいて、かなりのてこ入れをしていただかないと、本当に誰も従事しないような産業になってしまうということは目に見えて分かっているというか、見えてきましたので、今このような質問をさせていただいています。性根を入れて対策を考えていただきたいと思うのですけれど、もう少し踏み込んだ対策はないのでしょうか。

村上商工労働観光部副部長

ただいま岡田委員から、伝統工芸、伝統産業の人材育成について踏み込んだ取組はないのかという御質問を頂きました。

現在、伝統工芸産業に特化した人材育成というのは、それを含んだものづくり産業における人材育成という形で県は取り組んでおります。現状といたしましては、岡田委員からお話がありましたように、少子化や若い世代のものづくり離れ、技能者の不足に加えまして、技能者の高齢化の進行によりまして技能の維持とか、技の継承などが危惧されているような状況でございます。

このため、県では助成金ではないのですけれども、技能の魅力発信ですとか若年者のものづくり人材の育成などにこれまで関係機関と連携しながら取り組んできたところでございます。

具体的には、ものづくりのすばらしさですとか、面白さといったことが体験できる技能フェアの開催ですとか、県の匠の技を持つクリエイター等を紹介する動画を撮影いたしまして、技能の魅力を発信いたしております。

また、テクノスクールでの小学生を対象にした職業体験ですとか、高校生を対象に優れた技術を持つ民間業者から特別技術指導を受けるものづくり人材育成派遣事業ですとか、国際感覚を持った技能者の育成を図るため、ドイツとの産業人材交流事業など、若年者のものづくり人材の育成にも取り組んでいるところでございます。

さらには、現在、在職されている技能者の方の能力向上を図るためにテクノスクールにおきます在職者訓練に加えまして、技能五輪等全国大会への参加ですとか、選手の訓練を支援するとともに、優れた技能や経験を有する技能者を表彰する制度も創設しまして、こうしたものを通じて技能者の地位や技能水準の向上、さらには技能承継が行える指導者の育成などにつなげているところでございます。

こうした取組は、全て技能者を目指す機運が醸成され、県民の技能に対する理解の深まりや本県産業界の技能強化にも進むものと考えておりますので、こうした取組を通じて若年事業者の育成ですとか、中堅技能者の能力、それから技能承継を行える指導者の育成などを図ってまいり伝統工芸産業についても、引き続き技の継承などを支援していきたいと考えております。

岡田委員

それで、今説明いただいたような取組を続けてきまして、実際にその従事者の方の数は増えたのですか。

村上商工労働観光部副部長

ただいま、人材育成の取組を通じて人員が増えたのかという御質問でございます。

人員が増えたかどうかまでは把握ができておりませんが、少なくともそういう技能の魅力のシフトなり、また技能強化にはつながったという一定の成果も出ているものと考えております。

岡田委員

もうその技能を守るとか、その技能のPRをするとか、技能継承について関心を持ってもらうという段階ではなく、その関心を持った方に従事してもらうというもう一つ先の段階に進んでいただかないと。

当然、若い方たちにそういう産業がありますよ、技術の継承をする場所がありますよということの紹介は非常に重要だと思います。また、テクノスクールで子供たちに向けた取組をいろいろとしていただいているということは、いろんな職種を知ってもらうことになり、子供たちにとってもキャリア教育という意味で、非常に参考になって勉強になると思います。

けれども、実際にその子たちが、匠の技を教えてくれた先生の技が面白いから、興味があるから、その技を継承していけるように、そのなりわいに従事して頑張っていきたいと思うところまで、子供たちを真剣に導いていく仕組みを作っていくということが必要だと思います。

結局、漁業だったら、漁業アカデミーに参加することによって必要ないろんな技術とか、資格が取れるというメリットがあります。それぞれのアカデミーの形態としまして、その先輩方の話を聞いたり、直接指導を受けたりしながら、その業に従事するために必要な経験を積むとともに、その技術や資格まで取れるというようなカリキュラムが出来上がっています。

それで何が言いたいかというと、本当に商工業に関しては、なりわいに従事する方たちとか、その志を持った人たちに、先ほども、今まで一切そのような直接的な支援はないというような説明がありました。いろんなところの環境整備をしていただいているのは非常に感謝するところなんですけれども、先ほど言ったように、これだったら続けていけるなと思えるような支援の策もなければ手立ても一つもないのです。やりたいと思った人が、実際に踏み込んでやろうと思っても、生活がままならなければその産業に従事できません。

それで、今日この質問をさせてもらっているのは、コロナの中でダメージを受けていても、今までその商売人の皆さん方は、商売人の中でどうにかしなさいという考え方の下でやってきていました。けれども、本当にいろんな部分でダメージを受けていて、このコロナ禍で傷んでいる産業だからこそ、そしてまた、先ほどもお話がありましたが、少子化で子供がいなくなっていった、継承することが非常に難しいということが、積み重なってきている条件の中に入ってきています。

しかし、徳島の産業と言えど何ですかと言うと、県は徳島のブランド物として大谷焼も阿波しじら織も藍染めもすごい言っていますけれども、藍染めにしても大谷焼のつぼがな

かったら発酵できなかったという歴史的な伝統もありますし、そういうことを踏まえて、徳島の産業は全てつながり合って今まで成り立ってきています。それでは徳島の産業と言えど何ですかと言ったら、一番に挙げられるような産業の従事者が、本当は後継者がいなくて、みんな悩んでいるというところに立ち返りますと、もっと手立てを早く打つべきだったと思うし、何か具体的な策を講じていくということが必要だと思います。もう少し踏み込んで、先ほどいろんな関係団体という話がありましたが、そここの話も詰めてもらって、いろんな所の現場の声を聞いていただいて、少しでも先に進めていって、伝統産業を守っていくというところの気概を持って取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

梅田商工労働観光部長

今、岡田委員から、伝統産業を守っていく人材育成をどうしていくのかという御質問を頂戴しております。

まず、コロナ等の喫緊の対策といたしまして、これまで県におきましては、事業継続応援金による支援でありますとか、今回11月定例会で先議をお願いしております物価高騰対策応援金という形で商工業を含め、大変厳しい状況にある方々の事業継続を応援する施策というものをやらせていただいております。

それと、人材育成という点につきましては、県のテクノスクールでありますとか、テクノスクールを活用した民間による委託訓練、それからポリテクセンターでありますとか、いろいろな機関と連携をしながら人材育成に努めてきたところでございます。

岡田委員がおっしゃいますように、伝統産業のところで非常に人材不足といえますか、担い手が育成できないということは、我々も承知しておるところでございまして、これは本県だけの課題でなくて、日本全国的な課題であろうと思っております。

岡田委員から頂いた意見も参考にさせていただきながら、業界団体等の意見もお聞きして、政策提言を含めてどういうことができるのか、考えていきたいと思っております。

岡田委員

当然、日本のものづくり産業という大きな部分での課題というのは、徳島と同じものがあると思います。そして徳島の伝統産業であります藍染めのことを言うならば、藍染めと関連する伝統産業である大谷焼であったり、しじら織であったり、阿波和紙も藍染めで染められていたりしますので、それらも含めて、徳島の顔となるブランドを継承できるように、そしてまた伝統産業を維持して、未来永劫^{えいごう}続いていけるような対策となるように、是非、徳島が声を上げて、国を挙げての対策を提案していただくとともに、その産業従事者の方たちが産業に従事できるような対策や支援というものを構築できるように、要望して終わります。

長池委員長

ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と言う者あり）

ただいま扶川議員から発言の申出がありました。

この際、委員各位にお諮りいたします。

この発言の許可をしたいと思います、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、一人当たり1日おおむね15分と申し合わせておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川議員

3点お尋ねしますが、お聞きしていて気になったものが二つです。

一つは、達田委員さんがおっしゃった高齢者施設で亡くなった方がおいでるかという話です。

私もずっと議論してきたことですが、ここで確認しておきたいのですが、コロナで重症、中等症以上になった場合ですね、医者の判断、それから協力医療機関の判断と、それと徳島県新型コロナ入院調整本部のお医者さんが話して入院できるということになるのだと思うのですが、私は、高齢者施設の中で、相当な数のコロナ軽症でも持病の悪化で亡くなった人がいると思うのです。でも、これはある一定期間内に亡くなった場合はコロナによる死ということでカウントされています。

問題は、コロナをきっかけにコロナではない持病が悪化した場合、コロナ禍ではない時期であればきちんと病院に運ばれて、高度な医療機器のある所で治療ができたはずなのです。今もそうなっているかどうかというのが心配なのです。その点はどんな認識か教えてください。

松永長寿いきがい課長

今、扶川議員から高齢者施設で、コロナではなくて、持病の悪化で亡くなった方等への対応について御質問を頂いたところです。

高齢者施設におきまして、先ほど達田委員の質問でもお話ししましたように、コロナに感染された方につきましても、軽症者は施設で療養していただくということで、これは、高齢者の方が住み慣れた環境で、いつも介護していただいている介護者の方の介護の下で過ごしていただくということです。コロナ以外の持病をお持ちの方についてもその病状とかをよく知っている介護者の方に介護していただくということもありまして、軽症者につきましては、療養していただいているというところでございます。

それで、御質問がありました、そういった持病が悪化した際に入院はできておるのかということでございますが、これにつきましては、入院ができておるということで考えております。

扶川議員

持病が悪化したときに入院できているのだったら、施設で亡くなるわけがないではないですか。亡くなる前に高度な医療機器を備えた病院に入院して、そこで亡くなりますよ。ちょっとおっしゃっていることに矛盾があるように思うのです。ほかにもテーマがありま

すので、この点はよく調べていただきたいと、それだけ要望しておきます。

もう1点、電気料金の高騰の件について、私は8月の文教厚生委員会に参加させていただいて、社会福祉法人与自然法人だけでは駄目だよということを申し上げた。まずは、ということその時の答弁でおっしゃってましたので対象が広がるのかなと思っていたら広がりました。これは大歓迎しております。

私も昨日、医療法人が経営する高齢者介護施設と株式会社が経営する高齢者の介護施設について、それぞれ代表者に今回の事業内容をお伝えして、どのように受け止めるのかということをお尋ねしたら、非常に喜んでおられました。是非手を挙げたいというか、お願いしたいと言っておりました。

ただ、実は私の母親も施設に入所しております、これは社会福祉法人でもNPO法人でもないのですね。この間、家族会に行った時に、電気料金の高騰も含めて大変なので料金の値上げをさせてもらいますという話が出ていたのですよ。それを聞いたばかりでした。もうちょっと今回の補助の手当が早かったら、料金引上げのタイミングが遅れたのではないかと私は思うのですね。

先ほどのお話を聞いていると、国の財源の手当ができるまでは取りあえず社会福祉法人与自然法人にやったのだということですが、今後はこういう対策については意味のない対象の限定をせずに、同じような仕事をしている人には公平に一気にやっていただきたいと思います。これも要望しておきますが、何か説明があればお聞きします。

松永長寿いきがい課長

前回8月におきましては原油価格高騰の影響を受けております社会福祉施設への支援としまして、法人の設立目的や事業が限定されており、柔軟な収入確保が難しい社会福祉法人やNPO法人が運営する施設を対象に危機管理調整費を活用し緊急的に一時金を支給したところであります。

ただ、県といたしましては、物価高騰対策は本県だけではなくて、全国的で臨時の報酬改定などの検討も必要となる制度的な課題でもあり、施設全体を統括する国において対策を講じる必要があると考えており、全国知事会等あらゆる機会を通じ、国に対し要望を行ってきたところであります。

こうした中、国におきまして物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に応じ必要な事業を実施する取組に活用できるよう、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設され、推奨事業として医療、介護、保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援が示されたことから県といたしましても当該交付金を活用し、前回支援の対象外となりました株式会社や医療法人などが運営する社会福祉施設に対しまして、今回、一時金を支給することとしたところでございます。

扶川議員

国が財源手当してくれたからという話ですよ。だけれどそれではなくて、やるべきことは県がやると決めたら公平に全部の対象にやってほしいということを言いたかったわけですよ。

先ほど子ども食堂のことにに関して、経費の高騰分の半分ぐらいを補填するように制度設

計しているということを達田委員の質問に対して答えられた。それはそれで結構です。達田委員が、経費が上がったものの全部を見たらいいのではないかというのは、私も同意見です。

これはよく言われることで、耳に入っていますけれど、例えば医療機関においてコロナの病床を確保したら1日で相当な額の病床に対する給付があつて、一部は会計検査院が是正しましたけれども、是正されていないものについても相当な収入があるのですね。全く使われていなくても、例えば1床あたり7万円で20床あったら毎日140万円入ってくると。それで、公立病院も軒並み黒字になっていますよね。

だから手厚くされる所に対しては非常に手厚くされているけれども、そうではない所については、この子ども食堂みたいなボランティア的に子育て支援という非常に重要な活動をしている所なのだけれども、それでも半分の手当しか行われないと。私はどこに重点を置くかというところにおいて、少しおかしいのではないかという思いを持っております。

そのあたりは公平性、それから県民の皆さんから見てきちんと納得がいくかどうかというところをよく検討してやっていただきたいなと思います。その点について何か御答弁いただけるのでしたらお願いいたします。

松永長寿いきがい課長

繰り返しになりますが、県といたしましては、物価高騰対策につきましては、一時金だけで対応できるものではなく、臨時の公的価格の改定なども必要となる全国的で制度的な課題であると考えておりまして、早急な改定に向け、引き続き全国知事会等、あらゆる機会を通じ、国に対し要望を行ってまいりたいと考えております。

扶川議員

担当課だけだとそういう答弁になるのでしょうか、全体的な考え方をお聞きしたのですよ。時間がないので意見として受け止めていただきたいと思います。

一つ一つの事業についてやり過ぎはないか、不足はないか、そういうことを厳しくコロナの関係、物価高騰の関係、県として点検をしていくべきだと考えますので、その点はよろしくお願いいたします。

それと、3点目ですが、スポーツ推進計画の関係で、私も陳情を受けていることが一つありまして、オリンピックで活躍したスケートボードですけれどね、若い人が、公園なんかでやっているのと叱られたりするわけですけれども、こういう施設を特に屋根付きで整備してほしいという要望があるのですよ。私も是非そういうものを進めていったらいいなと思うのですが、今度のスポーツ推進計画にはどのようなものが…。

長池委員長

機材トラブルのため、小休します。（11時41分）

長池委員長

再開いたします。（11時43分）

扶川議員

今、申し上げたのは、要するにそういうスケートボードなどの施設整備をすることが今回のスポーツ推進計画に反映されるのかということです。

大西スポーツ振興課長

扶川議員からスケートボードの施設などの整備についてスポーツ推進計画の中でうたわれているのかという御質問でございます。

スポーツ推進計画においては、県民の皆さんがスポーツを安心して楽しむためのスポーツ施設の整備、安全対策でありますとかスポーツ環境の向上を図るための取組を行うということで、計画の中にうたっておるところでございます。

具体的にこのスケートボードの整備という部分までは書かれておりませんが、快適な観戦環境や利用環境を確保した未来型スポーツ環境の構築ということが非常に重要な視点と考えておりますので、その中で今後検討して取り組んでいきたいと考えております。

扶川議員

若い子たちが地域に定着するには、その地域に魅力がある文化施設、スポーツ施設、地域行事があるということが、子育てとか仕事の環境と並んで非常に重要なことだと思います。

スケートボードが屋根の下でやれるような場所が、徳島県は多分ないと思うのですが、叱られずにやれる場所というのがどれだけあるのか。是非そういう新しい未来型のスポーツ施設について点検して、県内全域の若者が安心して使えるような場所に配置されるように市町村と協力して取り組んでいただきたいと思いますと思うのですが。

大西スポーツ振興課長

昨年のオリンピックでのスケートボードというのは、国内の選手も活躍して非常に注目されたところであります。

県内においては、残念ながら室内でスケートボードができる施設はないのではないかと我々も把握しているところでございます。今後、未来型スポーツ環境の構築ということで快適な利用環境を目指した施設の整備というものも、検討していく必要があるものと考えております。

扶川議員

時間がないので一言申し上げておきますが、新しい武道館は、大金を投じて計画が進められるのではないかと思いますけれども、例えばそれに附属して若い人が楽しめるスポーツ施設も整備するというようなことを積極的に担当者から提言していただいて、是非実現していただきたいということをお願いして終わります。

長池委員長

以上で質疑を終わります。

これをもって次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。（11時48分）